

これからどうなる? 米づくり!

生産調整の新たな支援策



平成19年度からの 支援策を紹介します!

平成16~18年度

産地づくり対策

産地づくり交付金

地域水田農業ビジョンの実現に向けた取組みを支援

特別調整促進加算交付金

地域振興作物の作付けを支援

稻作所得基盤確保対策

米価が下落した際に、その一部を補てん

いなとく
略して「稻得」

担い手経営安定対策

稻作収入の減少に対して、一定の要件を満たす担い手農家を支援

麦・大豆品質向上対策

担い手による需要に応じた高品質の麦・大豆の生産を支援

耕畜連携推進対策

耕種農家と畜産農家との連携による水田での飼料作物の生産を支援

集荷円滑化対策

豊作による過剰米を区分出荷し、主食用米の価格低下を防ぐ取組みを支援

平成19年度

産地づくり対策

産地づくり交付金

基本的な仕組みを継続し、ビジョン実現に向けた取組みを支援します！

新需給調整システム定着交付金

基本的な仕組みを継続し、地域振興作物に麦・大豆・飼料作物が新たに加わります！

稻作構造改革促進交付金

米価が下落した際に、一定額を補てんします！
※品目横断的経営安定対策の加入者は対象外となります。

いなごう
略して「稻構」

品目横断的経営安定対策

一定規模以上の経営面積を持つ担い手を対象に、経営全体に着目して支援します！

新需給調整システム定着交付金の対象作物に麦・大豆が追加されました。

耕畜連携水田活用対策

地域の創意工夫を活かした水田における飼料作物の生産振興の取組みを支援します！

集荷円滑化対策

基本的な仕組みを継続して実施します！
(支援金の単価がアップします)

「産地づくり対策」、「集荷円滑化対策」は平成19~21年度までの3年間、「耕畜連携水田活用対策」は平成19~23年度までの5年間の支援策です

产地づくり交付金

- 1 各集落や地域水田農業推進協議会(地域協議会)で、「どんな作物を、どのように生産し、どのように売っていくのか」など、地域の将来像についてみんなで話し合います。

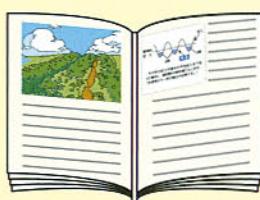


- 2 地域協議会は、話し合いの結果を「地域水田農業ビジョン(ビジョン)」にまとめます。

例えば…

○○地域水田農業ビジョン

地域振興作物を大豆とし、生産・加工・販売に取り組む。



- 3 ビジョン実現に向けた取組みを実施すると、「产地づくり交付金」を受け取ることができます



「产地づくり交付金」を受けるための要件は地域協議会が作成する「产地づくり計画書」に記載されます。

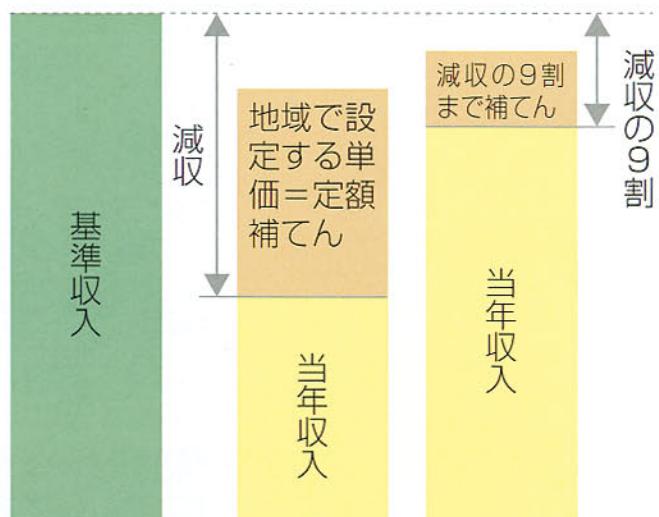
稲作構造改革促進交付金

- 1 地域協議会は、過去の米の価格を参考に、平成19年産米の基準となる収入を設定します。

- 2 市場での取引実績から平成19年産米の実際の収入を算定します。

- 3 平成19年産米の実際の収入が、基準となる収入を下回った場合、地域協議会が決定した単価×付面積により、算出した金額の補てんを受けることができます。

- 品目横断的経営安定対策の加入者を除く農業者が対象です。
- 生産者の拠出金はありません。



減収幅が
小さい場合

品目横断的経営安定対策

一定規模以上の経営面積などの要件を満たす認定農業者や集落営農組織を対象に、過去の生産実績などに応じた補てんや、収入が減少した分の補てんを行い、担い手の経営安定に向けて支援していきます。

支援の対象

次のいずれかの“担い手”が支援の対象です。

1 認定農業者 + 都府県
北海道 4ha以上
10ha以上



2 一定条件を備える
集落営農組織 + 20ha以上



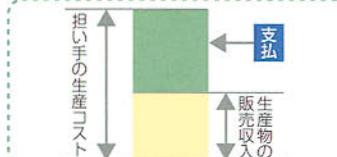
5つの要件
農用地の利用集積目標
規約の作成
経理の一元化
主たる従事者の所得目標
農業生産法人化計画の作成

支援の内容

2種類の補てんが受けられます。

1 諸外国との生産条件格差から生じる不利を補正するための補てん
(生産条件不利補正対策)

【対象品目】
麦、大豆、てん菜、でん粉原料用
ばれいしょ

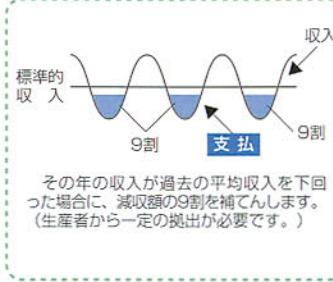


担い手の生産コスト
販売収入
支払

担い手の生産コストのうち、販売収入では賄えない部分を補てんします。
(生産者ごとの過去の生産実績(平成16～18年産)に基づく支払と、毎年の生産量・品質に基づく支払の両方で、補てんします。)

2 収入の減少の影響を緩和するための補てん
(収入減少影響緩和対策)

【対象品目】
米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用
ばれいしょ



標準的収入
支払
9割
9割

その年の収入が過去の平均収入を下回った場合に、減収額の9割を補てんします。
(生産者から一定の提出が必要です。)

*加入方法や時期などについては、農林水産省福島農政事務所、県農林事務所農業振興部にお問い合わせください。

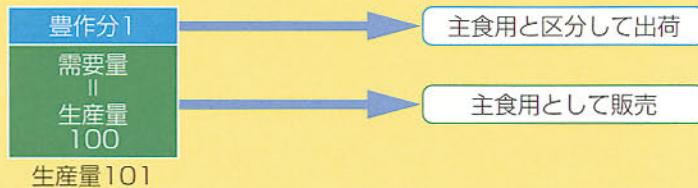
集荷円滑化対策

1 「集荷円滑化対策」に加入する契約を農協や米の集荷業者などと結び(6月15日まで)、「生産者拠出金」を支払います(9月10日まで)。

*「生産者拠出金」：作付面積10a当たり1,500円

2 全国・県・地域(「中通り」「浜通り」「会津」の3区分)の作況指数がすべて「101」以上になった地域の農業者は、生産した米のうち、生産数量目標を上回った分を農協や米の集荷業者などの倉庫に保管します。(豊作分が区分して管理されます)

【例：全国・県・地域の作況が101の場合】



3 農業者は、農協や米の集荷業者などから、「無利子の融資」や「生産者支援金」を受けることができます。

*「無利子の融資」：60kg当たり3,000円
(区分保管した米を返済に充てることができます)
「生産者支援金」：60kg当たり4,000円

裏面をご覧ください

支援策を受けるための要件について掲載しています。

新需給調整システム定着交付金

地域協議会が選定した地域振興作物の作付に助成します。

地域協議会が選定できる作物数は、麦・大豆・飼料作物の3作物と、野菜・果樹、そばなどから2作物の合計5作物となります。

耕畜連携水田活用対策

- ・団地化による飼料作物の生産
- ・稻発酵粗飼料の生産
- ・わら専用稻の生産
- ・水田放牧の取組
- ・資源循環の取組

を実施した認定農業者、生産集団などに10a当たり13,000円を上限に助成します。

支援策を受けるための要件

「産地づくり交付金」

「新需給調整システム定着交付金」

「稻作構造改革促進交付金」

「耕畜連携水田活用対策」



の支援策を受けるためには、以下の要件を満たす必要があります。

①米の生産調整の達成

- 生産調整方針に参加し、配分された生産数量目標の範囲内で米を作付けする必要があります。

※生産調整方針＝農協や米の集荷業者などが生産調整をどのように実施していくかなどを定めた方針のことと言います。

②集荷円滑化対策への拠出

- 集荷円滑化対策に加入し、生産者拠出金を支払う必要があります。

※生産調整方針への参加方法、集荷円滑化対策への加入方法など詳しい内容については、市町村、農協、県農林事務所農業振興部、農林水産省福島農政事務所にお問い合わせください。

このパンフレット「産地づくり通信」は、シリーズで発行しています。次回は、新たな需給調整システム、米政策改革推進対策、品目横断的経営安定対策などの詳細について、紹介する予定です。